

IP通信網サービス契約約款（共通編）【現改比較表】 2023年2月1日現在

～2023年1月31日

2023年2月1日～

目次（略）	目次（略）
第1章～第14章（略）	第1章～第14章（略）
別記（略）	別記（略）
	<p>附 則（令和5年1月26日 レパN第1302号） （実施期日） <u>1 この改正規定は、令和5年2月1日から実施します。</u></p>
	<p>（経過措置）</p>
	<p><u>2 当社は、令和5年2月1日から令和5年5月8日までの間に、タイプ8のコース1（プラン25又はプラン26に係るものを除きます。）に係る第2種契約又は細目若しくは区分の変更の請求（当社が指定する申込み方法であって、タイプ8のコース1内における細目若しくは区分の変更の請求の場合を除きます。）の申込みを当社が承諾し、令和5年8月31日までにその利用が開始された場合は、次に掲げる通り適用します。</u></p> <p><u>（1）料金表第1表第2（手続きに関する料金）に規定する新規契約料、転用契約料又は事業者変更契約料を適用しません。</u></p> <p><u>（2）タイプ8のコース1の提供を開始した日を含む料金を1料金月として2料金月から6料金月まで、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。））料金表第1表第1（利用料金）1-2-2（定額利用料）に規定する基本額から同表に規定する額を減額して適用します。</u></p>

～2023年1月31日	2023年2月1日～	
	<u>区分</u>	<u>基本額の減額（2～6料金月）</u>
	<u>別冊料金表第1表（利用料金）1-1（適用）の(19)定期利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用の</u>	5,100円（5,610円）
	<u>（ア）タイプ8のコース1のプラン1～3及びプラン13～15</u>	
	<u>（イ）タイプ8のコース1のプラン4～12及びプラン16～24</u>	3,600円（3,960円）
	<u>別冊料金表第1表（利用料金）1-1（適用）の(19)定期利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用の</u>	6,200円（6,820円）
	<u>（ウ）タイプ8のコース1のプラン1～3及びプラン13～15</u>	
	<u>（エ）タイプ8のコース1のプラン4～12及びプラン16～24</u>	4,700円（5,170円）
	<u>備考</u>	
	<u>1 当社は、減額適用期間内に（ア）と（イ）又は（ウ）と（エ）の相互の変更があったときは、変更後の減額する額を適用します。</u>	

～2023年1月31日	2023年2月1日～
	<p><u>(3) 光アクセス回線の新規開通工事を伴う申込みの場合は、料金表第2表（工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。）））の2-2（第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース1及びコース3に係るものに限り。））の提供の開始に関する工事費）の2-2-1（新規開通工事費）に規定する工事費を適用しません。</u></p>
	<p><u>（注）本項に規定する当社が指定する申込み方法は、当社のWebサイト（https://service.ocn.ne.jp/signup/internet/hikari/ocnhikari.html）において掲示することとします。</u></p>
	<p><u>3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p>
	<p><u>4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>